

一般社団法人ほの国東三河観光ビューロー定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人ほの国東三河観光ビューローと称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県豊橋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の多様な関係者と連携を図りながら、東三河の豊かな自然、生活、文化を活かした観光地域づくりに取り組み、もって地域経済及び文化の発展等に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光情報及び資料の収集並びに調査研究に関する事業
- (2) 観光地域づくりのためのマーケティングに関する事業
- (3) 東三河の魅力を引き出すためのブランディングに関する事業
- (4) 広域連携による観光コンテンツ造成に関する事業
- (5) 国内外への情報発信及びプロモーションに関する事業
- (6) 東三河特産品の情報発信及び販売等に関する事業
- (7) 会員に対する情報提供及び観光に携わる人材育成に関する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、目的に賛同して入会した個人又は団体及び法人（以下「団体等」という。）とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。
(会費の負担)

第7条 会員は、この法人の目的を達成するため、総会において別に定める額の会費を支払う義務を負う。

2 会費の支払いに関する事項は、理事会の決議により別に定める。
(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によって該当会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則又は総会の決議に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日の1週間前までに当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は会員の除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。
(資格喪失)

第10条 会員が前2条に定める場合のほか、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体等が解散したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が既に納入した会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は次の事項について議決する。

- (1) 会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で議決するものとして法令又は定款で定められた事項（種類及び開催）

第14条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、通常総会をもって一般法人法上の定時社員総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後3か月以内に1回開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員から、会長に対して会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故等による支障があるときは、あらかじめ会長が定める順位により副会長がこれを招集する。

3 総会を招集する場合は、会長は、総会の開催日の1週間前までに、会員に対してその通知を発しなければならない。

4 一般法人法第38条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合には、総会の日の2週間前までに、会員に対してその通知を発しなければならない。

5 会長は、前条第3項第2号による請求があったときは、請求があった日から30日以内の日を臨時総会の日とする通知を発しなければならない。その通知が発せられない場合は、総会の招集の請求をした会員は、裁判所の許可を得て自ら総会を招集することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故等による支障があるときは、あらかじめ会長が定める順位により副会長が議長となる。

(議決権)

第17条 会員は、各1個の議決権を有する。

(決議)

第18条 総会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であつて、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第19条 会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、他の会員を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合においては前条の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

(書面等による議決権行使)

第20条 理事会において、総会に出席しない会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることを定めたときは、総会に出席できない会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第18条各項に定める出席会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び議長が指名した議事録署名人2人以上が署名又は記名押印する。

(総会運営規則)

第22条 総会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める総会運営規則による。

第5章 役員

(役員の設定等)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上30名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、会長を1名、副会長を5名以内及び専務理事を1名とする。

3 前項の会長をもって一般法人法に規定する代表理事とし、副会長及び専務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を統括する。

5 会長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

(任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第28条 理事は、総会において出席した会員の3分の2以上の決議に基づいて解任することができる。監事の解任については、第18条第2項の決議による。ただし、いずれの場合にも、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第29条 役員は無報酬とする。ただし、専務理事に対しては、その職務執行の対価として、総会において別に定める報酬等の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第32条 この法人の理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と定めたとき。
 - (2) 理事又は監事から会議の目的を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故等による支障があるときは、あらかじめ会長が定める順位により副会長がこれを招集する。
- 3 会長は、前条第3項第2号の規定により、他の理事又は監事から理事会の招集の請求があった時は、請求があった日から5日以内にその請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。その通知が発せられない場合には、理事会の招集の請求をした理事又は監事は自ら理事会を招集することができる。
- 4 理事会を招集する場合は、会長は、理事会の日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 第16条の規定は、理事会について準用する。この場合、「総会」を「理事会」に読み替えるものとする。

(決議)

第35条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席した会長(会長が欠けたとき又は会長に事故等により支障があるときは、出席した理事とする。)及び監事がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第37条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第38条 この法人の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
 - (2) 負担金
 - (3) 補助金
 - (4) 寄付金品
 - (5) 財産目録に記載の財産
 - (6) 事業に伴う収入
 - (7) その他収入
- (財産の管理)

第39条 この法人の財産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の議決により定める。
(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 会長は、前項の書類を直近の通常総会に提出し、報告をしなければならない。

3 第1項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の各号の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得た上で通常総会に提出しなければならない。このとき、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類及び監査報告については、主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の制限)

第43条 この法人は、剰余金の分配は行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告

(公告)

第47条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第49条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第50条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 雑則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から令和5年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立時理事、設立時会長（設立時代表理事）及び設立時監事は、次のとおりとする。
 - (1) 設立時理事 佐藤 元英
石黒 功
小林 和夫
野尻 典夫
 - (2) 設立時会長（設立時代表理事） 愛知県豊橋市魚町96番地
佐藤 元英
 - (3) 設立時監事 市川 智嗣
- 3 この法人の設立時社員の氏名、住所は次のとおりとする。
 - (1) 住所 愛知県豊橋市魚町96番地
氏名 佐藤 元英
 - (2) 住所 愛知県田原市田原町殿町28番地1
氏名 石黒 功
 - (3) 住所 愛知県豊橋市佐藤二丁目12番地10
氏名 市川 智嗣
 - (4) 住所 愛知県豊橋市富士見台六丁目5番地の22
氏名 小林 和夫
 - (5) 住所 愛知県豊橋市仲ノ町113番地の2
氏名 野尻 典夫
- 4 この法人の設立時社員は、第6条の規定にかかわらず、入会の手続きを要しない。
- 5 この法人の設立時の会費等は、第7条の規定にかかわらず、納入することを要しない。
- 6 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他法令に従う。

以上、一般社団法人ほの国東三河観光ビューロー設立のため、設立時社員佐藤元英、同石黒功、同市川智嗣、同小林和夫、同野尻典夫の定款作成代理人司法書士松井孝純は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和4年12月13日

設立時社員 佐藤 元英

設立時社員 石黒 功

設立時社員 市川 智嗣

設立時社員 小林 和夫

設立時社員 野尻 典夫

上記設立時社員の定款作成代理人 司法書士 松井孝純